御宿町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修を行う者に対し、予算の範囲内において 御宿町補助金等交付規則(平成6年規則第4号。以下「規則」という。)に基づき、 木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を補助することにより、木造住宅の耐震 改修を促進し、当該木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、もって災害に 強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建ての木造住宅で、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 3 条第 2 項の規定の適用を受けるものをいう。ただし、併用住宅とは、延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物をいう。
  - (2) 耐震診断 国土交通省が認定した木造住宅の耐震診断と補強方法による木造住宅の地震に対する安全性を評価する診断(一般診断方法及び精密診断方法に限る。)で、都道府県若しくは財団法人日本建築防災協会が実施する木造の建築物の耐震診断に関する講習又はこれらと同等の講習(以下「講習」という。)を修了した建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)が行うものをいう。
  - (3) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点が 1.0 未満と診断された木造住宅 の上部構造評点を 1.0 以上にする工事で、講習を修了した建築士が設計を行ったものをいう。
  - (4) 設計 前号で規程する耐震性能を備えた住宅とするために行う業務をいう。
  - (5) 工事管理 耐震改修工事を行う過程で、設計図書と照会し、耐震改修工事 が設計書のとおり実施されているのか否かを確認する業務をいう。
  - (6) 軸組工法 木造住宅の建築工法のうち、土台、柱、梁、桁等により骨組み が構成されている建築構法をいう。

## (補助対象住宅)

- 第3条 補助の対象となる住宅は、次の各号に揚げるいずれの要件もみたすものと する。
  - (1) 既存の木造住宅で調査機関により耐震診断を受けたものであり、判定値が 1.0 未満のもの
  - (2) 地上2階建て以下の住宅で、在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法により建築されたもの
  - (3) 建築基準法の規程に違反していないもの

## (交付対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、本町の住民基本台帳に登録されている者で、前条の要件を備える住宅を所有又は居住している者とする。ただし、 次の各号のいずれかに該当する者については、補助金の対象としない。
  - (1) 調査機関以外が実施する耐震診断に基づく耐震設計及び工事監理
  - (2) 補助事業を年度内に完了することができないもの

(3) 工事を実施しようとする世帯に町税を滞納している者がいる場合

#### (交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、耐震改修工事を実施する場合の設計、耐 震改修工事並びに工事監理に係る費用の合計額とする。

## (補助金等の額)

- 第6条 補助金の額は、対象住宅の耐震改修に要する経費の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 補助金の交付は、一戸の対象住宅につき1回限りとする。

#### (交付の申請)

- 第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、御宿町 木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添 えて町長に提出しなければならない。
  - (1) 対象住宅の案内図、各階現況平面図及び現況の写真
  - (2) 耐震改修の計画、工程、工法及び部位を示す書類
  - (3) 耐震改修に係る見積書又は見積書の写し
  - (4) 対象住宅が木造住宅の要件を満たすことを証する書類
  - (5) 対象住宅に係る耐震診断の結果を証する書類
  - (6) 耐震改修後の対象住宅の上部構造評点を示す書類
  - (7) 対象住宅が自己の所有であることを証する書類
  - (8) 住民票の写し(世帯員全員)
  - (9) 納税証明書又は同意書(別記第11号様式)(世帯員全員)
  - (10) 耐震改修の設計を行った建築士が木造の建築物の耐震診断に関する講習を終了したこと を証する書類
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、当該年度の 12 月 28 日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)に行わなければならない。

## (交付の決定等)

第8条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、 補助金の交付の可否を決定し、御宿町木造住宅耐震改修費補助金交付決定(却下) 通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

#### (変更の承認申請等)

- 第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第7条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに 御宿町木造住宅耐震改修変更承認申請書(別記第3号様式)に同条各号に掲げる 書類のうち変更のあった書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、承認 の可否を決定し、御宿町木造住宅耐震改修費補助金変更承認(不承認)通知書(別 記第4号様式)により当該交付決定者に通知するものとする。

### (申請の取下げ)

第10条 交付決定者は、対象住宅の耐震改修を中止し、又は廃止したときは、速 やかに木造住宅耐震改修中止(廃止)届(別記第5号様式)を町長に提出しなけれ ばならない。

### (検査)

- 第11条 町長は、改修工事の内容を確認するため、工事着手前、工事施工中及び工事完了後に当該住宅に立入って検査を行うことができる。
- 2 町長は、検査に補助決定者、設計者及び施工者等の立会いを求めることができる。
- 3 町長は、検査の結果、改修工事内容が設計等と異なると認めたときは、補助決 定者に工事の改善を指示することができる。
- 4 町長は、前項による指示を行った場合は、再度調査を行うものとする。

### (実績報告)

- 第12条 交付決定者は、対象住宅の耐震改修が完了したときは、速やかに木造住 宅耐震改修実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出 しなければならない。
  - (1) 着工前、施工中及び完了後の耐震改修に係る対象部位の写真
  - (2) 耐震改修に要した費用の内訳を証する書類
  - (3) 耐震改修に係る領収書、契約書及び工事目的物引渡書の写し
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

#### (補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、 適正と認めたときは、補助金の額を確定し、御宿町木造住宅耐震改修費補助金確 定通知書(別記第7号様式)により当該報告書を提出した者に通知するものとす る。

## (交付の請求)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、当該補助金の交付を 請求しようとするときは、御宿町木造住宅耐震改修費補助金交付請求書(別記第 8号様式)を町長に提出しなければならない。

# (耐震上不利となる工事の禁止)

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る耐震改修を行った対象住宅について、耐震上不利となる増改築、修繕、模様替え等の工事を行ってはならない。

## (交付決定の取消し等)

- 第 16 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 御宿町木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書を受け取った日から起算して60日以内に耐震改修に着工しないとき。
  - (3) この要綱に違反したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、木造住宅 耐震改修費補助金交付決定取消通知書(別記第9号様式)によりその者に通知す るものとする。

# (補助金の返還)

第17条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合 において、既に当該補助金の全部又は一部を交付しているときは、木造住宅耐震 改修費補助金返還命令書(別記第10号様式)により、その者に対し期限を定めて 当該補助金を返還させることができる。

# (補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この告示は、平成24年7月9日から施行する。